

土壌・地下水汚染に係る自主調査結果の報告 がありました。

本日、ボッシュ株式会社から、県民の生活環境の保全等に関する条例第45条の規定に基づき、土壌・地下水汚染に関して届出がありました。

概要は下記のとおりです

記

1 土壌・地下水汚染が判明した土地の所在地及び事業所名称

岡崎市西蔵前町字棚田 1 - 1

旧 ボッシュ株式会社 岡崎工場

2 土壌・地下水汚染の調査結果

(1) 調査の実施年月日

平成21年7月25日～平成21年 9 月27日

(2) 土壌・地下水汚染の調査結果

ア 土壌

六価クロム化合物に関して、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「県条例施行規則」という。)第37条で定める土壌汚染等対策基準(土壌溶出量基準)を超過しました。

特定有害物質名	最大検出濃度	土壌溶出量基準
六価クロム化合物	0.14mg/ℓ (2.8倍) ※	0.05mg/ℓ以下

※：() 内は土壌溶出量基準に対する倍率

イ 地下水

地下水調査をした結果、県条例施行規則第37条で定める土壌汚染等対策基準(地下水基準)に適合していました。

3 措置の状況

汚染が判明した場所は舗装がされており、汚染土壌の飛散、雨水による地下水汚染の拡大の心配はありません。また、敷地内へ立入りができないように柵が設置されており、飛散防止措置を実施しています。

今後、事業者は、汚染された土壌を掘削除去する予定です。

4 市の対応

事業者に対し、土壤汚染にかかる措置を適切に実施するよう指導していきます。また、周辺への影響を調べるための調査を実施するとともに、周辺の住民から要望等あった場合は、汚染が判明した物質について、地下水質調査を実施します。

5 事業者連絡先

ボッシュ株式会社 シャーシーシステムブレーキ事業部

製造部門 施設・管理グループ 勝又、今村 電話：0493-56-6200

(参考)

土壤汚染等対策基準

土壤又は地下水の特定有害物質による汚染状態が、人の健康又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断の基準となるものです。

六価クロム化合物

○環境中での動き

環境中へ排出された六価クロム化合物は、河川や海、土壤、水底の泥に存在していると考えられます。土壤中に入った六価クロムは、少量の場合は有機物などとの反応によって容易に還元されて三価クロムに変化し、水に溶けにくい形になると考えられますが、大量に入ると六価クロムのまま土壤中に存在したり、地下水に入ります。

○健康影響

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）は六価クロム化合物をグループ1（人に対して発がん性がある）に分類しています。日本でも、クロム酸製造従事者における肺がんが職業がんとして認定されています。

以上のような健康影響に基づいて、世界保健機関（WHO）では六価クロム化合物の飲料水の最大許容濃度を0.05 mg/Lとしています。これに基づいて水道水質基準や水質環境基準が設定されています。

出典：土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン
(環境省水・大気環境局)